

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	消防航空無線局定期検査業務
発 注 課	消) 警防部通信指令課
選 定 事 業 者	N E C ネットエスアイ株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
当該業務の無線局は消防指令管制センターに設置の「さっぽろしょうぼう」及び石狩ヘリポートに設置の「さっしょうこうくう」であり、いずれも機体に設置されている航空機局「さっしょうヘリ2」との通信用無線である。当該無線局は日本電気株が本市独自にカスタマイズしたものであるが、無線局の保守点検は、N E C ネットエスアイ株に移管をしている。このため、当該無線局の十分な専門知識と点検のノウハウを有しているのは、保守点検を移管されているN E C ネットエスアイ株のみである。 また、当該事業者は本業務の履行実績があり、迅速かつ確実な履行ができる唯一の業者であるため。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
決 定 日	令和7年5月13日